

# W T O 非農産品市場アクセス交渉会合の結果概要

平成17年6月  
農林水産省

## 1. 日時・場所

6月6日(月)～10日(金)  
於：スイス・ジュネーブ

## 2. 我が国からの出席者

水産庁長嶋漁政部参事官、経済産業省小川通商機構部長、鳩山通商機構部参事官、財務省鶴田世界貿易機関専門官他

## 3. 結果概要

冒頭、韓国が、6月2日及び3日のA P E C 貿易大臣会合(韓国・済州)での閣僚声明において、非農産品市場アクセス交渉(NAMA)のモダリティの主要要素として、スイス・フォーミュラを基本とする等の共通の理解が得られたことを紹介。我が国を含めA P E C メンバーを始めとする多くの国より、上記A P E C での成果を歓迎し、ジュネーブにおいても同様の方向性で議論の収斂が図られるよう加盟国は努力すべきとの意見が表明された。

### (1) 関税削減方式(フォーミュラ)

米国及び我が国は、いくつかの異なる関税構造を有する国に、様々な係数のスイス・フォーミュラとアルゼンチン、ブラジル、インドが提案しているフォーミュラ(A B I フォーミュラ)を適用するシミュレーションの結果を提示し、各国間の関税格差の是正等を実現できるのはスイス・フォーミュラであることを強調。先進国や一部の途上国の支持を集めた。

他方、ブラジルは、NAMAと農業交渉とバランスをとる必要性があるとしつつ、A B I フォーミュラの方が、途上国のS & D及び相互主義の軽減を反映できると主張。カリブ海諸国等の一部の途上国が支持。

### (2) 非譲許品目の取扱い

香港をはじめとするA P E C メンバーが、A P E C の閣僚声明で示された、全品目譲許、フォーミュラの適用、低関税品目への配慮の重要性を強調。各国とも全品目を譲許すべきとの立場。また、譲許後にフォーミュラを適用すべきとの立場への支持も広がった。その際に、フォーミュラを適用するための基準値の設定について、特に低関税品目に配慮しつつ、具体的方法を検討することとなった。

### (3) 非関税障壁通報 (NTB)

前回4月会合に引き続き、各国が通報している各NTBの解決方法の説明、議論が行われた。

ECが、分野横断的な非関税障壁として、WTO上明確な規律のない輸出税の問題を通報。我が国は、ECを支持しつつ、林産物に関して輸出税、輸出禁止・制限等について対応の必要性を主張。

また、アルゼンチンが、我が国を念頭においた水産物輸入割当を通報し、NAMA交渉の場において議論すべきと主張。米国及びニュージーランドが、林産物に関し建築基準について言及。

### (4) 従価税換算

殆どの国が、農業交渉で決まった方式に従いつつ、換算方式はできるだけ簡潔なものとするべき、具体的には、輸入単価については、各国がWTOに通報しているデータに基づき算出される輸入単価 (IDB輸入単価) のみを使用することを原則とするべきとの立場。

### (5) 議長主催少数国会合

具体的な議論を促すため、議長主導の下、関税削減方式、分野別関税撤廃・調和及び非譲許品目の取扱いに関する少数国会合がそれぞれ開かれ、日本を含む主要国が出席した。この中で、いくつかの国から、途上国の輸出関心も踏まえ、分野別取り組みにつき、7月文書において分野を例示すべきとの方向も示された。

## 4. 今後の日程 (予定)

6月28日から30日まで 非農産品市場アクセス非公式交渉会合(※注)

7月12日及び13日 中国・大連WTO非公式閣僚会合

7月18日から22日まで 非農産品市場アクセス交渉会合

7月末 モダリティのたたき台第一次案(予定)

注：ただし、アフリカ諸国より、ナイロビでLDC諸国を含むアフリカ諸国の会合を

6月29日から7月1日に開催するとの報告があり、日程が変更される可能性がある。